

瀬戸市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第18号

瀬戸市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

瀬戸市青少年問題協議会規則の一部を改正する規則（昭和30年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市青少年問題協議会設置条例（昭和30年瀬戸市条例第29号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、瀬戸市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p>第2条 条例第1条の協議会の<u>庶務</u>は、健康福祉部<u>子ども家庭課内において処理する。</u></p> <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第3条 <省略></p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第4条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>福祉に関する団体を代表する者</u></p> <p>(2) <u>教育に関する団体を代表する者</u></p> <p>(3) <u>地域経済に関する団体を代表する者</u></p> <p>(4) <u>地域自治に関する団体を代表する者</u></p> <p>(5) <u>関係行政機関の職員</u></p>	<p>第1条 瀬戸市青少年問題協議会設置条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、<u>必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条 条例第1条の協議会（以下同じ。）の<u>事務所</u>は、健康福祉部子ども家庭課内に置く。</p> <p>第3条 <省略></p> <p>第4条 <u>条例第2条の協議会の委員は、市長が委嘱又は任命する。</u></p>

<p>(6) <u>その他市長が必要と認める者</u></p> <p>2 <u>委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>3 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>(会議)</u></p> <p>第5条 <u>協議会は、会長が招集する。ただし、委員総数の3分の1以上の請求があるときは、協議会を招集しなければならない。</u></p> <p>2 <u><省略></u></p> <p>3 <u>協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第6条 <u>協議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。</u> <u>(委任)</u></p> <p>第7条 <u>この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。</u></p>	<p>2 <u>市長は、協議会の事務を処理するため書記を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の書記は瀬戸市職員の中から会長が任命し、協議会の庶務に従事する。</u></p> <p>第5条 <u>協議会は、会長が招集する。但し、委員総数の3分の1以上の請求があるときは、協議会を招集しなければならない。</u></p> <p>2 <u><省略></u></p> <p>3 <u>協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合可否同数のときは、会長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>会長は、前項の議決に加わる権利を有しない。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。